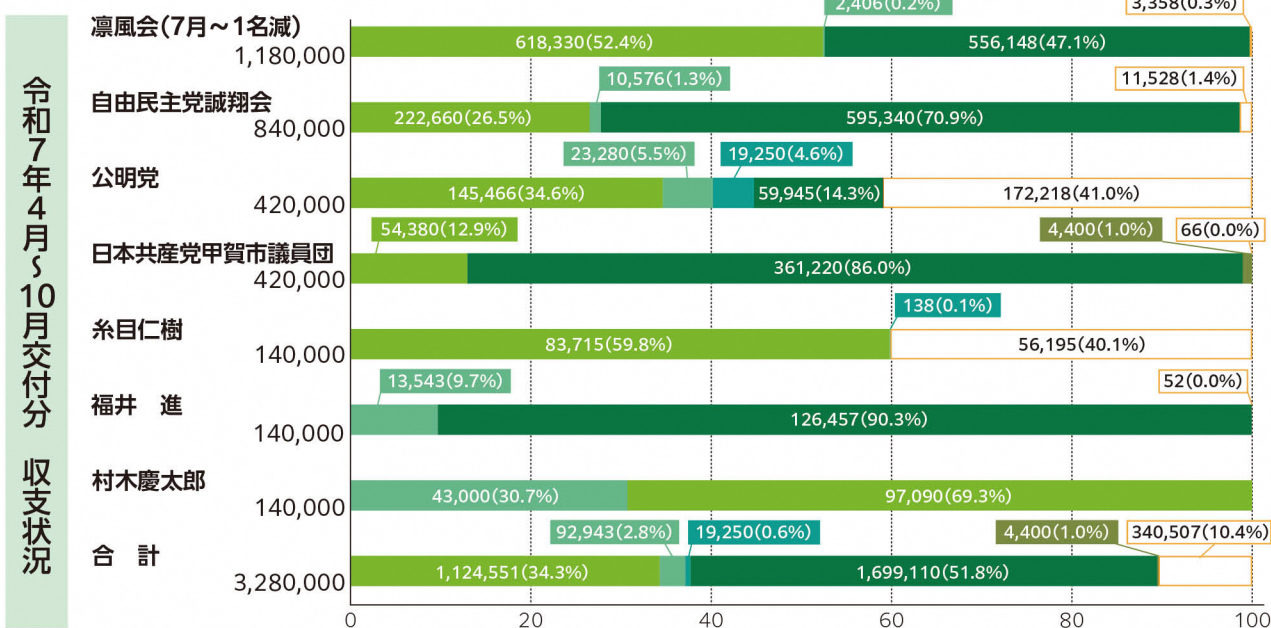


■調査旅費 ■資料作成費 ■資料購入費 ■広報費 ■広聴費 ■残額(市へ返還) ■会議費



令和7年度 政務活動費報告

(令和7年4月1日~令和8年3月31日)

議会の会派には調査研究等に資するため、必要な経費の一部として政務活動費が交付されています。甲賀市の政務活動費は、議員1人あたり月額2万円で、所属会派（無所属議員にあっては個人）に交付し、年度末にその用途を明確にして精算し、残金（利息を含む）は返還しています。領収書の写し等はホームページで公開しています。

